

公募型プロポーザル方式による業者選定を行いますので、次のとおり公告します。

平成20年5月13日

京都市長 門川大作

1 企画競争入札に付する事項

(1) 件名

平成20年度個人市・府民税フロア整理員に関する労働者派遣業務

(2) 派遣業務の内容等

仕様書に記載のとおり。

(3) 予定価格

仕様書に記載のとおり。

2 業者選定方法

参加者から提出された企画提案書及び見積書のうち、本市にとって最も有利な条件を提示した者と契約する。

3 参加資格

参加申込の日において現に京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿若しくは規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者（以下「登録業者」という。）であって、かつ、参加申込の日において次に掲げるすべての条件（以下「特定競争入札参加資格」という。）を満たす者

- (1) 参加申込申請書の提出期限から企画提案書の提出期限までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていない者
- (2) 会社更正法に基づき、更正手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 関西圏（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、滋賀県）に営業拠点がある者
- (4) 平成10年度から平成19年度までの期間に類似（派遣延べ人数が300人日以上 の地方公共団体への派遣実績がある。）の業務実績がある者

※延べ人数・・・1契約当たりの派遣日数に派遣人数を乗じた数（例 15日
×28人=420人日）

4 審査基準

審査基準については、次のとおりとする。

次の各項目について、点数を配分し、10段階で判断する。（合計150点満点）

なお、本市が想定している内容である場合は、満点の1/2を基準として、その完成度等の優劣により採点する。

(1) プロポーザルの提出者の基準

ア 主要業務実績（配点10）

イ 同種・類似業務実績（配点10）

ウ 提案者の経験、能力（配点 10）

(2) プロポーザルの評価基準

ア 業務従事者の経験、能力及びバックアップ体制（配点 10）

イ 業務従事者の効率的活用のための考え方、危機管理、その他業務に対する有効な提案の内容（配点 10）

(3) 見積価格の評価（配点 100）

業務に係る見積価格の多寡、その価格設定の合理性、及び採算性追求の方法などから、総合的に判断する。

なお、提案された価格によっては適切な履行がなされないおそれがある場合は、当該提案を無効とすることがある。

5 手続等

(1) 仕様書の配付方法

公示の日から平成 20 年 5 月 14 日まで次の場所で配付する。

京都市理財局税務部主税課税務推進担当（土日祝日を除く毎日）

交付時間は午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）

〒604-8091 京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町 500-1

中信御池ビル 6 階

TEL 213-5200

FAX 213-5220

※ なお、郵送を希望される場合は、返送用封筒に 90 円切手を貼付のうえ、返送先を記入し申請すること。

(2) 参加資格申請書の提出

ア 提出期限及び提出方法：平成 20 年 5 月 14 日 午後 5 時 30 分（必着）までに持参若しくは郵送（簡易書留）すること。

イ 提出先

上記(1)に同じ。

6 企画提案書等の提出書類

(1) 企画提案書（A4・・・タテ、ヨコ問わず。）

上記 4 審査基準の(1)、(2)の項目ごと（カナ項目番号 例：ア）に企画提案をまとめて提出すること。

ただし、20 ページ以内とすること。

(2) 類似の業務実績（最大 10 件）

(3) 会社案内

(4) 見積書

7 提出日

(1) 提出期限及び提出方法：平成 20 年 5 月 19 日午後 5 時 30 分（必着）までに持

参考しくは郵送（簡易書留）すること。

(2) 提出先

京都市理財局税務部主税課税務推進担当（土日祝日を除く毎日 午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで）

〒604-8091 京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町 500-1

中信御池ビル 6 階

TEL 213-5200

FAX 213-5220

8 その他

- (1) 仕様説明会は行わない。
- (2) 質問については、書面（FAX）にて、平成 20 年 5 月 15 日まで受け付けることとする。回答については、書面（FAX）にて、平成 20 年 5 月 16 日までに各社へ送付することとする。
- (3) 採用通知は、平成 20 年 5 月 21 日までに委託業者のみに通知する。
- (4) この提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された提案書は、本市に帰属するものとする。
- (6) 提案書に虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効とする。
- (7) 提案書の提出を辞退する場合は、平成 20 年 5 月 19 日までに辞退届を提出すること。
- (8) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (9) 契約保証金は免除とする。
- (10) 契約書作成の要否は要とする。
- (11) 契約金額たる委託料上限額は、選定した受託者がプロポーザル内容に基づき示した価格とする。ここにおいて、プロポーザルで受託者が示した価格が契約金額の基準となることに留意すること。
- (12) 業務内容は、採択されたプロポーザル内容を基本とするが、実情に合わせて業務を調整した結果、変更・修正を加える場合がある。

（理財局税務部主税課）